

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	受入槽及び貯留槽清掃・清掃汚泥運搬業務委託
担当部・課名	市民部 生活環境課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大栄環境株式会社 大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号
契約金額(税込)	561,000円
契約締結日	令和5年4月28日
契約期間	契約締結日～令和5年8月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>当業務は、はんなん浄化センターMIZUTAMA館のし尿受入槽、浄化槽汚泥受入槽、及びし尿貯留槽、浄化槽汚泥貯留槽に年間を通じて蓄積される汚泥を清掃し、清掃汚泥を一般廃棄物処理施設まで運搬する業務である。</p> <p>当業務において回収した清掃汚泥の受入及び処分に関しては、近畿圏内で唯一、清掃汚泥の処理が可能な民間許可業者である三重中央開発株式会社と契約済であり、同社の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分するものである。</p> <p>また、作業については、槽内には有害物質が発生していると予測されることから、安全対策をとることができる十分な機材がなければならず、また、酸素欠乏危険作業主任者の資格が必要である。</p> <p>これらの要件を満たし、本業務を委託できるのは、清掃汚泥の処分に関して契約締結した三重中央開発株式会社との契約書に記載のある収集運搬業者かつ、業務に必要な機材、技能、資格を持つ大栄環境株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約するものである。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策事業に係る阪南市商工会商品券
担当部・課名	健康福祉部・健康事業準備室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の4
契約金額（非課税）	12,435,600円
契約締結日	令和5年4月17日
契約期間	契約締結日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は、阪南市国民健康保険加入者の健康保持・増進を図るために実施している特定健康診査の受診率向上と、新型コロナウィルス感染症の影響により受診を控えている方の受診意欲向上に加えて、対象者が市内で買い物等をすることで地域経済の活性化に繋げることも目的としており、市内事業所で使用可能な商品券を購入する必要がある。阪南市商工会は、市内事業者で使用可能な商品券を発行する唯一の団体であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>以上の理由により、特定健診等受診率向上事業で必要な商品券を提供できるのは阪南市商工会において他にないため、地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金業務（その他世帯分）給付に係る電算処理委託
担当部・課名	こども未来部こども支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,901,075円
契約締結日	令和5年4月18日
契約期間	契約締結の日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）給付に係る電算処理は、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「令和4年度給付金」という。）の受給者及び、児童手当の受給者等を対象にしており、令和4年度給付金の受給者台帳、児童手当システムから対象者を抽出する必要がある。令和4年度給付金及び、児童手当の現行システムは、（株）南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、（株）南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金業務（ひとり親世帯分）給付に係る電算処理委託
担当部・課名	こども未来部こども支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	911,075円
契約締結日	令和5年4月18日
契約期間	契約締結の日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金業務（ひとり親世帯分）給付に係る電算処理は、児童扶養手当の受給者等を対象にしており、児童扶養手当システムから対象者を抽出する必要がある。児童扶養手当の現行システムは、（株）南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、（株）南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	Tellac 開票集計システム
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社ムサシ 大阪支店 東大阪市長田中3丁目6番1号
契約金額(税込)	1, 661, 000円
契約締結日	令和5年 4月 1日
契約期間	令和5年 4月 8日(納期)
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>選挙の開票作業は、正確性に加えて、迅速な作業も要請されており、本業務は選挙の開票作業を正確かつ迅速に進めていくためのシステム導入である。</p> <p>(株)ムサシ製の開票集計システムでは、開票録の作成だけでなく、候補者や立会人の各種情報の入力、バーコード作成等の開票作業の準備においても汎用性が高く、開票作業に熟知した従事職員でなくても作業が可能となり、限られた人員で正確かつ迅速に開票作業を進めることができる。</p> <p>また、本市が保有している最高裁国民審査投票読取集計機との併用で、時間のかかる国民審査の開票作業を迅速に行うことが出来る機能を備えていることから、本市が保有する選挙機器を有効活用する上で同社のシステムを導入することが必要である。</p> <p>よって、開票システムの導入にあたっては(株)ムサシの Tellac 開票集計システムを導入し、その販売を取り扱うことが出来る(株)ムサシ(大阪支店)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするものです。</p>